

社会福祉法人別府隣保館 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

定款第9条及び第24条に定めるとおり、この法人の理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

[社会福祉法人別府隣保館 定款]

第2章 評議員

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、報酬等は支給しないものとする。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第4章 役員及び職員

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、報酬等は支給しないものとする。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。